

この覚書（MOU）は平成30年(2018年)1月1日を持って山口県立大学とシンガポールポリテクニクとの間において締結された。

（i）日本国 山口県立大学
学部構成： 国際文化学部、社会福祉学部、看護栄養学部
住所： 山口県山口市桜畠3-2-1

と

（ii）シンガポール シンガポールポリテクニク
シンガポールポリテクニク設置法（Cap303）に従い設立された教育機関
コミュニケーション・芸術・社会科学スクール（学部）
住所： 500 Dover Road, Singapore 139651

上記の両大学は、以下の条項について、理解し合意するものとする。

1. 責任範囲と目的

- a. 両大学は、社会科学や芸術文化の教育研究における継続的な相互連携の可能性を検証するため、学術交流を行う。
- b. 学術交流を実現するため、両大学間の教職員交流、研究者交流、学生交流の可能性について模索する。交流する領域及び交流者数等については別途定める。両大学は、本覚書で定められた学術交流を推進する為に必要な予算措置を講じる。
- c. 両大学は教職員交流を行う。直接的な経済支援は行わないが、できる限りにおいて滞在中の宿舍の確保、交流プログラムの提供、研究室の確保、図書館の利用等に関する一般的な支援を行う。必要があれば入国ビザに関する支援も行う。相互訪問の機会の確保を原則とする。短期間の任期付きで教員が招聘される場合は、派遣大学が所定の給料等を支給する。
- d. 学生交流については、学生は授業料を派遣大学に納め、受入大学では徴収されない。交流学生は派遣先で生じる日常生活に必要な経費、履修する科目によって必要となる本や教材、実習経費等を負担しなければならない。渡航に関する諸手続きや経費、入国に必要なビザ等の許可証等については、交流学生の責任及び自己負担とし、海外保険加入は強制とする。両大学は交流に関する手続きの申請、滞在許可の申請、宿舍の確保等に関する支援を行うものとする。
- e. 両大学が共有する領域において、教育研究の課題や方法に関する対話を通して、研究交流の可能性について模索する。国際会議や研究者集会、研究会、研修、展覧会、出版物の編集や出版等の学術交流の可能性について協議を行うものとする。
- f. 本覚書によって始める交流活動の詳細については、事業ごとに双方協議の上、合意するものとする。その際の経済的措置については双方協議を行い、事業の実施については両大学の予算措置の有無にもよることを相互に了解する。
- g. 両大学は、この学術交流がシンガポールと日本の相互理解の推進に役立ち、お互いの伝統と文化に対する知識の向上に貢献するとともに、それぞれの大学における国際化の推進につながると確信するものである。

2. 経費と費用

各締約大学は、本覚書の履行及びこれに関連するその他の文書及び合意に関連して、自己費用及びその他の経費を負担するものとする。

3. 期間及び解約

- a. この覚書は、上記に書かれた日時よりはじめの5年間有効とし、両大学の書面による合意により更に5年間の延長も可能とする。
- b. この覚書は、解約の意思を書面にて6ヶ月前に知らせることで、いつでも解約することができる。
- c. 書面での同意がない限り、この覚書の解約がこの覚書締結後に合意された事項に影響してはならない。

4. 条項の継続

5条と6条の規定については、覚書が期限切れになった後や、何らかの理由でこの覚書が終了になった後も、継続的に存続するものとする。

5. 機密保持

- a. 機密情報を受領した大学（以下「受領大学」という）は、もう一方の機密情報を開示した大学（以下「開示大学」）による事前の書面による同意なく、次の（i）と（ii）の場合を除き、開示大学の機密情報を使用または開示してはならないことに両大学は同意する。

（i）この覚書の目的および／または（ii）監査および／または法令遵守目的の場合のみ、同じこの覚書の目的および／または（ii）監査および／または法令遵守目的で知る必要がある系列組織、従業員、役員、取締役、監査人、法律顧問または専門顧問、職員または学生（以下公認代理人という）などに開示する。

受領大学は、ここに提供された公認代理人である第三者を除き、機密情報を第三者に開示してはならず、またその公認代理人がここでの機密保持の義務を遵守するようにさせる。

- b. 機密情報とは、下記に上げる情報を除き、この覚書に従って、またはこの覚書の目的で開示されたすべての機密情報および／または占有情報を指します。
 - i. この覚書に基づく開示日より前に公に利用可能であった場合、またその後、受領大学の不正行為や不作為によらず、公に利用出来るようになった場合。
 - ii. この覚書による開示日より前に受領大学に知られていたか、または情報を開示する明白で正当な権利を保有する第三者から、使用または開示に関して制限を受けることなく書面で証明される形で知らされた場合。
 - iii. 書面により証明できる形で、受領大学が独自に発展させた場合。

iv. 開示大学の事前の同意書を持って開示する場合。

v. 受領大学が、法律や裁判所の命令、または担当政府当局により開示を義務付けられ、開示大学がそれを実行できる状況にあり、また事前に書面による開示請求がされている場合。

c. この条項 5 による機密保持義務は、この覚書の終了後、2 年間持続するものとする。

6. 知的財産権

現存する知的財産権は、それを所持・開示する大学だけの権利としてそのまま所有する。その知的財産を両大学が協力して発展させた場合は、共同所有として、それぞれの開発に対する貢献した部分をシェアすることになる。いかなる当事者も、他の当事者の書面で明らかにした同意がない限り、共同所有の知的財産権を許諾してはならない。

7. パートナiershipやエージェントの否定

この覚書の中には、大学間の如何なる目的においてもパートナーシップやエージェントを構成したり、そのように解釈されたりするものではない。また如何なる場合においても、明示的であれ黙示的であれ、一方の大学を代表したり、拘束したり、委託したり、そのためにどちらかの大学が如何なる種類の権利、義務や責任が生じるものではない。

8. 非排他的事項

この覚書は、どちらかの大学が他の大学と別の協定や同様の覚書や協定を結ぶことに制限を掛けたりするものではなく、そのような協定や活動が本覚書と矛盾するものではない。

9. 準拠法及び合意管轄

a. 覚書の存在や有効性や終了に関する質問なども含む、この覚書に関連して発生するあらゆる争いはシンガポール国際仲裁センター（SIAC）が SIAC の仲裁ルール（SIAC Rule）に従い実行する仲裁により有効期間内に解決されるものとする。なお、この条項は、この条項の参照により組み込まれるものとみなされます。

b. 仲裁地はシンガポールとする。

c. この仲裁条項の法律は、シンガポール共和国の法律を持って行う。

d. 裁判は一人の仲裁人からなることとする。

e. 仲裁裁判における言語は英語とする。

10. 責任の制限

契約違反、不法行為やその他のいずれの紛争による、利益、事業、評判、契約、収入、想定される貯蓄などの損失、また、間接的で特別な付随的に派生する被害にこの覚書の下で、相手大学に対して責任を負わないものとなる。

11. 修正と変更

この覚書は、両大学がそれぞれの代表が署名した文書によってのみ、修正または変更することが出来る。

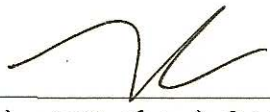
12. 非拘束

第 2 条から第 13 条までを除く条項においては、この覚書は拘束力のない表現で使用しており、両大学間で拘束力のある法的関係を作り出すことを意図したものではない。この覚書は日本語と英語で作成され、両文章は等しく正文である。

13. 言語管理

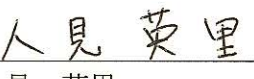
この覚書は、英語と日本語で作成され、不一致が生じた場合は英語版を優先する。

以上、この覚書は冒頭に書き記した日付を持って有効とする。

署名 
氏名 トーマス チャイ ミン セン
役職 上級学部長
コミュニケーション・数学・サイエンスクラスター担当
シンガポールポリテクニクを代表して

署名 
氏名 リム リー イー
役職 学部長【コミュニケーション・芸術・社会科学スクール（学部）】
の立ち合いの下

署名 
氏名 長坂 祐二
役職 学長
山口県立大学を代表して
【国際文化学部、社会福祉学部、看護栄養学部】

署名 
氏名 人見 英里
役職 高等教育センター 所長
の立ち合いの下